

議 案 第 16 号

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定
について

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年7月27日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

提 案 理 由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に準じ、児童扶養手当と父子家庭に係る損害補償との受給調整を図るため。

松戸市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

松戸市消防団員等公務災害補償条例（昭和43年松戸市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「国民生活金融公庫」を「株式会社日本政策金融公庫」に改める。

附則第1条の3第2項第2号中「同条第1項」を「同条第3項」に改める。

附則第3条第7項第1号中「若しくは第4号」を「、第5号若しくは第10号」に改め、同項第2号中「第4条第2項第3号」の次に「、第8号、第9号又は第13号」を加える。

附 則

この条例は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第3条及び附則第1条の3の改正規定は、公布の日から施行する。